

contents

ごあいさつ

・ 三重県土地家屋調査士会 会長	神戸 照男	2
・ 津地方法務局長	志賀浦 実	3

部会だより

・ 総務財務部副部長・会館建設準備委員会委員長	島 庄平	4
・ 企画社会事業部 部長	安田 典生	4
・ 研修部 部長	樋口 亮治	6
・ 広報厚生部 部長	川井 一浩	6

支部だより

・ 津支部長	萩原 巧	8
・ 伊賀支部長	越山 康一	9

公嘱だより

・ 社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 常任理事	森下 雄介	10
----------------------------------	-------	----

政連だより

・ 三重県土地家屋調査士政治連盟 幹事長	豊田 一哉	12
----------------------	-------	----

三重だより

「三重会親睦ゴルフ大会報告」 広報厚生部	川井 一浩	13
----------------------	-------	----

新入会員の紹介

.....		16
-------	--	----

松阪支部・辻 泰行／四日市支部・前川賢直

投稿・コラム

「平成21年 6 月決議の倫理規定に考える」 鈴鹿支部	伊藤 哲彦	15
--------------------------------	-------	----

年男・年女

伊勢支部・池田耕治／松阪支部・辻 隆志		16
---------------------	--	----

四日市支部・武田美樹子		17
-------------	--	----

会員の動き

.....		18
-------	--	----

編集後記

.....		19
-------	--	----

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方には謹んで新年のお祝詞を申し上げます。

今年は、土地家屋調査士制度制定60周年であり表示登記制度創設50年の節目の年となります。我が三重県土地家屋調査士会に於きましては、新会館建設という大きな事業にいよいよ着手する記念すべき年の幕開けとなることと思います。

新会館取得に当たりましては、旧役員の皆様方の並々ならぬご苦勞がようやく現実の物となって来たのだと感謝申し上げる次第です。

さて、本年で第5回となる土地家屋調査士特別研修が2月から始まりますが残念ながらまだ三重県土地家屋調査士会では、せっかくADR認定土地家屋調査士として登録を受けた会員が、活躍する場がないと言う、何とも申し訳ない状況で御座います。

裁判外で紛争を解決するための法律（ADR）が施行されて数年が経過し、土地家屋調査士会が運営主体となっている「境界問題相談センター」が全国で昨年末現在38箇所が稼働しています。

今年は、ADRセンターの立ち上げ実現のため各部で検討し、法務局のご協力、弁護士会のご協力、さらに他会の協力を頂きながら状況等を研究し実施したいと思います。

また、筆界特定制度につきましては、平成18年1月20日制度開始から昨年9月までに全国で9,930件の申請があり、今後益々筆界特定制度の利用率は上がって行くものと思われます。法務局によってなされている筆界特定制度ですが、土地家屋調査士が筆界調査委員としての手腕の見せどころでもあります。会員の皆様方には、筆界調査委員に名乗りを上げて頂く位の頑張りや勢いを持って、ご協力をお願いします。

そしてADRと筆界特定制度が、ともにうまく機能することによって境界紛争が少しでも無くなれば、土地家屋調査士が社会的にも国民からも信頼を得られることは間違いない事だと思っています。

なお、今年の定時総会におきましても色々ご協議を頂かなければならない事が山積しています。昨年の臨時総会同様、会員の過半数以上の出席をお願いしなければなりません。

最後になりましたが、最新の情報は常に本会ホームページに掲載していますのでご覧下さい。そして会運営のため会員お一人お一人の力をお貸し頂きますよう心からお願いして、ご挨拶といたします。



ごあいさつ

三重県土地家屋調査士会
会長

神戸 照男



ごあいさつ

津地方法務局長

志賀浦 実

新年あけましておめでとうございます。三重県土地家屋調査士会会員の皆様には、輝かしい新年を迎えられ心からお慶び申し上げます。

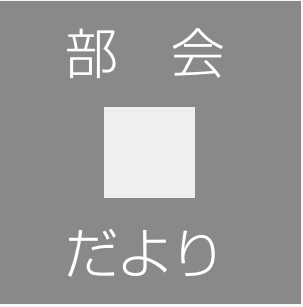
会員の皆様には、平素から、資格者代理人として当局の表示登記行政の円滑な推進にご協力をいただくとともに、筆界特定制度における筆界調査委員をもお引き受けいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、法務局では、平成22年度末をもって登記特別会計が廃止され一般会計に統合されることから、それまでの間に、コンピュータ化事業の完了、地図の整備を中心とする施策を急ピッチで進めています。

コンピュータ化につきましては、既にご承知のとおり、全登記所においてコンピュータ化が完了し、オンライン申請も可能となっております。また、昨年11月2日には、旧来の登記情報システムを新登記情報システムへ切り替える作業を終えましたが、新システムを活用しより適正で迅速な事務処理を職員一丸となって目指しています。

地図関係につきましては、法14条地図の作成・整備、地図情報システムの導入（登記情報システムとの連動）、地積測量図等の各種図面の地図情報システムへの登録、閉鎖図面（旧公図）の電子化等を急ピッチで進めております。

会員の皆様には、本年も旧年に倍するご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、ご家族とともに健やかで充実した年でありますようご祈念申し上げます。



総務財務部副部長・会館建設準備委員会委員長

島 庄平

新年明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

2009年から2010年にかけて総務財務部のかかえている課題は、会則等の見直しという重要課題もあるのですが、何と云っても新会館の建設に尽きると思います。

財務的には、例年にない大きな金額が動くことになりました。長年積み立ててきた貴重なお金を使い、それでも不足する分については、会員各位の拠出金をお願いして建設する新会館は、資料センター、ＡＤＲセンター等、今後の三重会の活動にも影響を与える面もあり、緊張感を持って取り組んでいるところです。

会員からご紹介いただいた多数の設計事務所の中から、設計業務を依頼する事務所の選定も終わって（この原稿の提出時点では、未定の状態ですが…）、1月から具体的な設計作業に入り、3月末には実施設計も完了して、新会館のイメージ図を会員の皆様に提示できるものと思っています。

平成22年度の定時総会後は、施工業者の選定、

工事発注、建築施工等と、息つく間もなく、会館建設にかかる作業をこなして行くことになると思いますが、何と云っても皆様会員一人一人の理解と支持がなければ、この事業は達成できません。部会だよりがお願い文になってしまいましたが、今後の三重会の礎となる自分達のための会館を建てるんだという気持ちを持って、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

企画社会事業部

部長 安田 典生

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
まだまだ景気の低迷が続き、また我々土地家屋調査士を取り巻く状況も変化している昨今、流されるのではなく、確たる信念を持って柔軟に対応し、この荒波を乗り切っていきたいと思います。

さて、企画社会事業部といたしましても、課題が山積しております。以下いくつかの項目につきまして、ご報告いたします。

まずオンライン登記申請に関しまして、中部ブロック協議会の平成21年度重点活動の一環として「土地家屋調査士認証カード」の未取得会員に対

して利用申し込みをお願いいたしましたところ、多数お申込みいただき、ありがとうございました。この原稿を書いております平成21年11月現在、利用申込書がお手元に届いていることと思います。そして、この会報が発行される頃には、三重会の9割近い会員がオンライン登記申請に対応できていることと思います。

また、中部ブロック協議会「オンライン申請マニュアル作成委員会」に理事2名に参加していただき、マニュアルの追録が作成されました。こちらは近々各会員に配布予定です。

オンライン登記申請に関しましては、今後とも部としても研究、情報提供等を図っていきたいと思います。

ＡＤＲセンター開設に向け、境界鑑定管理委員会が開催され、三重会としての方針、組織、運営等の協議に入りました。

平成22年2月から開催されるＡＤＲ特別研修には三重会からは20名が参加することになりました。

数値資料センターの充実、利便性の向上に向けて、現在三重会において保管しております資料を整理し、地区、町名、事業名等をホームページの会員専用ページに公開できるようにする予定

です。それとともに、利用規定の改善の検討に入りました。また、各市町において管理されている旧図、分筆申告書等の公開や諸証明書交付の対応等の状況を把握し、各会員にお知らせしたいと考えております。

土地家屋調査士法第25条第2項に規定される事項の調査、研究を行うため中部ブロック協議会に「中部地籍研究会」が組織されましたが、その会議に三重会からは私を含め理事2名が参加しております。第一段階として平成22年9月に横浜で開催されます「G空間E X P O」での発表に向けて資料集作りを進める予定です。中部ブロック協議会の継続事業でもあり、今後三重会においても委員会もしくは研究会を立ち上げ、対応していく必要があります。

日調連、三重会の動き等、そして調査士業務に関する様々な情報を各会員にわかりやすい形でお知らせできるようにホームページの改善も考えております。

その他にも今年度の事業計画に挙げられております項目等について着実に協議を重ね実行していきたいと思いますので、会員の皆様におかれまして何とぞご協力のほどお願いいたします。

研修部

部長 樋口 亮治

新年あけましておめでとうございます。

早いもので5月の部長就任から半年以上が過ぎました。いざ自分自身が研修部長となると、勉強不足を痛感させられたり、段取りや要領が分からず慌てたりします。その度に諸岡副会長、安田企画社会事業部長、企画社会事業部員、研修部員の助けを借りて定例研修会を実施することが出来ました。

昨年は研修会を4月から数えて3回開催致しましたところ、多くの方にご参加頂きありがとうございます。そのうち、2回を三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との合同研修となりました。4月にはオンライン申請に関する研修会を行いました。そして12月には筆界特定、ADRに関する研修会を行い、津地方法務局谷端博己様、朝比奈晰名誉会長に講義して頂きました。これには県、各市町担当者の皆様にも出席して頂きました。

公嘱協会との合同研修会につきましては、同じ土地家屋調査士業ですから、研修内容も重なる部分は多々あり、それぞれの研修で培ったスキルや

ノウハウをお互いに出し合い、協力することで相乗効果を生み、よりよい研修になるのではないかと考えております。今後も機会があれば、公嘱協会と協力して合同研修会を開催したいと思えます。

9月には顧問弁護士の渡辺伸二先生に「調査士業務における諸問題の法的検討」と言う講義をして頂き、業務の法的解釈を説明して頂きました。

今年度はあと1回の定例研修会を行います。連合会理事を講師に招いて倫理規定の研修会を予定しています。

定例研修会の単位が連合会のCPDポイントとして加算されますので、今後も定例研修会にご参加頂きますよう、よろしくお願いします。

最後になりましたが、今年一年が皆様にとって良き年となりますようお祈り申し上げます。

広報厚生部

部長 川井 一浩

新年あけましておめでとうございます。

広報厚生部長に就いて数ヶ月。部で広報活動に

ついて議論しながら思うこと…。土地家屋調査士は登記制度の一翼を担う重要な資格者団体でありながら知名度が低い。難関の試験を突破して開業しても現場では測量士さんと呼ばれたりもする。それに比して司法書士の知名度はここ数年で飛躍的にUPしたなあ…。

本年は土地家屋調査士制度制定60周年を迎えます。日調連、ブロック協議会、単位会でイベント開催に向けて準備にとりかかろうとしているところです。ただ60年経った今も知名度UPのためのPR活動をしなければならない現状は淋しい限りですが、現実を見据えてこつこつと努力したいと思います。

今年度におこなった広報厚生活動を簡単にご紹介します。

①会報Border64号の発行〈8月15日号〉

②中部ブロック協議会の広報担当者会議に出席〈9月7日〉

③公嘱協会と協力して志摩市総合防災訓練にブース出展し、風船200個、ポケットティッシュ100個、リーフレットおよびクリアファイルを用いての広報活動〈9月27日〉

④津まつりにブース出展し、風船700個、ポケットティッシュ2000個、コンベックス30個、リ

ーフレットおよびクリアファイル600個の配布およびTS実体験・距離当てゲームと題して一般の方々にTSに触れていただくコーナー、境界標埋設写真の展示、無料登記相談会の開催による広報活動〈10月11日〉

⑤会長杯ゴルフコンペ〈10月30日〉

⑥四日市市川島地区市民センターおよび志摩市浜島支所にポケットティッシュを置かせてもらい、部員が補充をおこなっている〈11月～12月限定〉

⑦会報Border65号の発行〈新年号〉

⑧津駅西口の広報看板の継続

以上のような活動を通して感じたのは、部の活動には予算も人数も限りがあるということです。広報活動は広報部だけでなく、会員一人一人が意識をもっておこなっていただけるよう、その方法を提案するのも部の重要な役割だと思いますので、今後とも会員の皆様にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、例年、厚生活動の一環として旅行を企画しておりましたが、諸般の事情により、今年度は中止させていただきましたことをお詫び申し上げます。

津支部長 萩原 巧

支部活動報告

10月11日(日)本会からのご提案で津祭りへの出展にご協力をさせていただきました。

思った以上の盛況ぶりに、広報活動として十分に成果があったのではないかと感じつつ、支部としてもお手伝いができたものと思っております。来年以降も継続を考えているとのことですので、是非また違った趣向も提案しながらご協力できればと考えております。

11月7日(土)には恒例のゴルフコンペを伊勢湾カントリークラブにて開催しました。近年は司法書士、土地家屋調査士とも各種研修等で日程が合

わず合同開催ができなかったと聞いておりますが、今年は運良く合同での開催(参加者18名)となりました。

数日前の大変寒い日とはうってかわり、たいへんよい天気恵まれ、少し汗ばむくらいの中、一日楽しく親睦を深める日となったようです。

他人事のように書いてしまいましたが、実は私自身ゴルフをしないのでどう報告してよいやら。開催を計画する身でありながらこんなことでいいのだろうか、支部長失格だなあと反省しながら、そろそろ重い腰を上げるときなのかなあと考えております。また、ゴルフコンペの開催以外に皆さんにご参加いただける行事も考えていかなければと痛感しております。



伊賀支部長 越山 康一

秋の司調会旅行

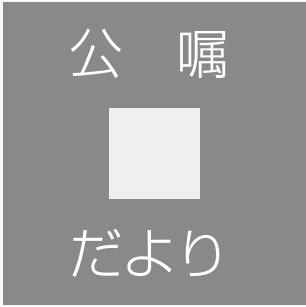
伊賀支部では、毎年 司法書士会と合同で、親睦旅行を実施しています。今年は11月14日(土)から1泊2日の日程で貸切バスをチャーターし、明石海峡大橋を渡り淡路島を訪れました。この時期、日本各地では紅葉見物の観光客が多く見られ、行楽地はどこも大盛況です。ところが、今年の淡路島は紅葉には、まだ少し間があるようで木々はまだまだ緑が濃く、客足もこれから本番を迎えるところです。

淡路島に渡り、神戸淡路鳴門自動車道を、しばらく南に進めるうち、外の景色に少し違和感を覚えました。何気なく、通り過ぎる集落を見ていると人家に石積みが多いのと、やけに新しい家が目立ちました。集落自体はかなり歴史があるようなのですが、何となく不思議な感じがしました。この景色は翌日の午前中に、その全貌が明らかとなりました。そのことはさておき、昨夜来の雨も名張を出発する頃には上がり、秋の清々しい風を受けて、一路バスは鳴門海峡へと向かいました。

お昼前に海峡に到着しましたが、今日は大潮ではなく、うず潮は全く見られませんでした。しかし澄み渡る秋空と鳴門の碧い海が私たちをあたたかく迎えてくれました。そして、その夜は洲本温泉で一気に旅の疲れを洗い流しました。

そして、翌朝ふたたびバスで観光地へ向かうのですが、先程ふれた「不思議な景色」の正体を明らかにする時が来ました。それは、国指定天然記念物「野島断層」の見学でわかりました。ここは「北淡震災記念公園」であり、私たちの記憶にも新しい兵庫県南部地震で非常に大きな被害を受けた場所です。当時、震度7という巨大なゆれに見舞われ、一瞬にして形ある大方のものが倒壊したあの大地震を、ほぼそのまま保存しています。この施設の職員によると、当時 水平方向に120cm移動し、上下に50cmずれたとのことでした。当時この震災による日本で初めての、災害ボランティアの苦労話や失敗談など大変興味深く聞きました。そして、あの不思議な景色は巨大地震がもたらしたその後の風景でした。即ち、復興し新しい家並みが再現され、人々が震災の苦しさから何とか立ち直ろうとする力強い石積みと建築物だったのです。

私自身、一調査士として、この野島断層を初めて目の当たりにして、自然の力の偉大さと、人間の無力さを痛感しました。この体験から、私の防災に対する意識は一気に高まりました。皆様も、是非一度「北淡震災記念公園」を訪れてみてください。



社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会常任理事
公益法人法改革委員会委員長

森下 雄介



公益法人制度改革と公嘱協会

平成20年12月1日に新公益法人制度の施行がスタートしました。公嘱協会は改正前民法34条に基づく公益法人として法務省の許可を得て設立し事業活動を行ってきましたが、今回の制度改革により施行日より5年間の期間内（～平成25年11月末まで）に移行申請を行い、公益社団法人の認定かもしくは一般社団法人の認可を得なければなりません。（もしも期間満了までに移行の申請を行わなかったり、申請を行っても移行期間の終了後に認定または認可が得られなかった場合には、解散となってしまいます。）

全国にある公嘱協会においては、そのほとんどが公益社団法人の認定を目指すとの情報です。三重協会でも、公益認定を得る方向で準備を進めており、平成20年度中に新しい公益会計基準への対応を図り、現在移行申請準備としての定款の変更(案)と諸規定の素案作成作業を行っているところです。

公益認定を得るには、移行認定の基準をクリアし

なければなりません。それは

1. 定款の内容が一般社団・財団法人法（注1）、認定法（注2）に適合すること。
2. 認定法第5条各号に掲げる基準に適合すること。 の2点です。

認定法5条の基準の中で1号に「公益目的事業を行う事を主たる目的とするものであること」とあります。そこで、現在公嘱協会の行う事業が公益目的事業となるのか否か、土地家屋調査士法との関係から考えてみたいと思います。

現在公嘱協会の行っている業務については、調査士法63条1項に規定する目的を達成するため同法64条1項の定めにより同法3条の業務を官公署等から依頼を受け事務を行うことが業務の中心であり、その事業の範囲は限定されています。（条文については、抜粋いたしましたので参照して下さい。）簡単にいうと、公嘱協会は、主として官公庁から発注される調査士法3条に関する事務を行うことが事業の中心であることになります。行政機関から受託した事業（指定管理者含む）は、公益目的事業と認められますかという問いに対しては、残念ながら、公益法人informationインターネット・ホームページの中のFAQⅨ―①において、それだけでは直ちに公益目的事業とならないと否定されております。

公益目的事業についての定義は認定法第2条4号に規定され、事業が

- A. 認定法別表各号のいずれかに該当する事
B. 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものである事

の2点をいずれも満たすことで判断されます。判断をする機関は、申請書の提出先により異なり、事業活動の実態等から、申請先が国であれば公益認定等委員会、都道府県であればそこに設置される合議制の委員会となります。（ちなみに三重協会は県への申請となります。）

現時点では公益認定申請を行った公嘱協会は全国

にまだ無く、その判断がどうなるかは分かりません。また全国にある公嘱協会でも、その判断に対する見通しは異なるようです。（これは三重協会の公益法人委員会の意見ですが）前述から協会が行う事業が、即、公益目的事業であるとの判断が得られるとは考えにくく、論法としては、協会が事務受託事業を通じることによって増加する付加価値をもって判断基準のB（前記のアンダーライン部分）が実現されていくとして申請書で具体的に説明をすることになると考えております。そしてその付加価値(専門的能力の結合によって生まれる利、その他)こそが、これまでの実績をふまえた上での、協会に対するこれからの社会的な期待と評価ではないでしょうか。

情報では全国にある公嘱協会の中に平成22年中に公益認定申請を行う協会があると聞いています。いずれにしても、見通しに対しての結論はもうすぐ出そうです。

（注1） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（注2） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

（参考）調査士法3
（業務）

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続き
- 三 前号の手続きに関する審査請求の手続き

（参考） 調査士法63①
（設立及び組織）

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記

に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとする。

二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

三 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない

（参考）調査士法64① ②
（業務）

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない

（参考） 改正前民法34条
（公益法人の成立）

第34条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。



三重県土地家屋調査士政治連盟
幹事長 豊田 一哉



新年ごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられましたことお喜び申し上げます。

旧年中は当連盟の活動に対し、いろいろとご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政治連盟幹事長の大役をいただいてから早や半年あまりが過ぎました。何も分からないまま引き受けてしまった事にこの上ない不安を感じつつ、例年行われてきた政連活動をこなしていくのに一生懸命だった半年間であったように思います。ただ幸か不幸か、昨年は衆議院総選挙の年でもあったため、政連役員一年生の私としては本当にいろいろと勉強もさせていただいた価値ある半年間であったようにも思います。

昨年の選挙により政権交代が行われ、マニフェストに基づいた政策がいろいろと実施されてはおります。しかし新聞紙上には減少、低下、低迷と

いった寂しくなるような言葉ばかりが掲載されている毎日であります。この原稿を書いている今日も、「政府が我が国はデフレ傾向にあると判断した」というニュースがテレビや新聞で盛んに報道されています。我々の業界でいろいろな人の話を聞いても、受託事件数の減少はきわめて現実的なものであり、また皆がこの先の動向に不安を抱いていることは事実であります。

政治の力、政権活動の向いている方向というのが、これほど我々の日常生活に影響を及ぼしているものなのだということを、この役について改めて痛感させられる今日この頃であります。我々個人の生活の安定、先には我々土地家屋調査士が目指す目標達成のためにも、政治連盟というものの存在かつ積極的活動の必要性というものを思い知らされたような気がします。

正直なところ政治連盟の必要性を考えたのは、自分がこのように組織の一員として直接携わってみて初めて気がついたことであります。三重会の会員であれば、政治連盟の会員であれ、非会員であれ政連の活動結果は皆が平等に受けます。それをあたりまえと思わず、今一度考えてみてください。私のように自分が体験しないと分からないことかも知れません。でも関心をもって考えてみれば、必要性というものは必然的に見えてくるような気がしてなりません。

三重県土地家屋調査士政治連盟に未入会の方、ぜひともご入会を…

そして当政治連盟会員の方、本年も政連活動へのご協力よろしく申し上げます。

今年一年が皆様にとって最高の一年となることを願って新年のご挨拶とさせていただきます。



三重会親睦ゴルフ大会報告

広報厚生部 川井 一浩

10月31日(土)22名の参加によりグランシエロゴルフ倶楽部(津市)において、恒例の三重会親睦ゴルフ大会が開催されました。当日は穏やかな秋晴れの下、和気あいあいとプレーを楽しみ支部間の親睦、交流もできたことと思います。成績は豊田一哉会員(津)が初優勝を遂げ、会長から松阪

牛、地元産しいたけ他、豪華すき焼きセットが贈られました。団体優勝は津支部でトロフィーとキャップが贈られました。また、ベストスコア賞は太田茂輝会員(伊勢)でスコア81(43・38)でした。あっぱれ！



個人優勝 豊田一哉会員



団体優勝 津支部

新入会員紹介

- ①調査士になる前は何をしていましたか？
- ②何故調査士になろうと思いましたか？
- ③調査士になってみてどうですか？
- ④趣味は何ですか？
- ⑤自慢できることがあれば教えてください
- ⑥調査士としての今後の抱負を聞かせてください

松阪支部

辻 泰行



平成21年9月10日に入会（登録）しました辻泰行です。調査士である父の姿を小さな頃から見てきた僕にとって、この仕事は一番身近な職業でした。“父を越えたい”と思い、調査士を志したのも自然な流れだと思います。専門学校で1年間、測量業をより深く学びその後、父の事務所で実務を勉強させてもらいながら資格取得を目指しました。平成16年度に合格し、今回登録する運びとなりました。意気投合できる先生仲間を増やして楽しく業務に携わりたいです。日々努力勉強してまいりますのでご指導の程よろしくお願い致します。

アンケートの回答

- ① 辻隆志事務所の補助者
- ② 父の姿を見て。
- ③ 職印を押すときに責任の重さを感じます。人に頼られる存在になりたいです。
- ④ ドライブ、サッカー（体力なし）
- ⑤ 計画性をもった行動ができる。
- ⑥ 依頼者に喜んでもらえるように日々努力します。難しい事件についてはいろんな角度から見れるように頭を柔らかくして対応できるようにしていきたいです。

四日市支部

前川 賢直



はじめまして。平成21年9月24日付で登録させていただきました、四日市支部の前川賢直と申します。補助者として数年実務の勉強をさせていただきながら、平成19年度に試験に合格しました。これから自分の責任と判断で職務を行うことに大きな不安もありますが、自信を持ち、慎重に一步步ずつ経験を積重ねていきたいと思っています。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

アンケートの回答

- ① 補助者
- ② 調査士業務を生涯自分の仕事としてやっていきたいと思えたから。
- ③ 責任の重大さで、プレッシャーと不安が大きいです。
- ④ 特にありません。
- ⑤ 何もありません。
- ⑥ 一步步ずつ、着実に歩んでいく所存です。

Column

平成21年6月決議の倫理規程に考える

鈴鹿支部 伊藤 哲彦

平成21年6月、「土地家屋調査士倫理規程」が総会で決議されたことはすばらしいことであり、決議に至った関係者の方々の努力に敬服いたします。さて、その内容は職業倫理の為、対外的なことを主体にまとめられていると思いますが、調査士間や事務所内の倫理を考える時、倫理「人倫（人として守るべき道）、実際道德の規範となる原理」に対する個人差もあり、今後具体的な例を積み上げ、会員、補助者の行動指針のような基準を作る必要があると思います。

その必要性の理由は、調査士の社会的地位の向上を図る上で、最も必要なのは知識、技術、経験、品位ある人材の育成にあるからであります。現在の人材の育成は、会員に対する会の教育の場はありますが、後輩の育成に関しては調査士個人が仕事の実践を通じて教育、訓練にあたってみえるのが実体だと思います。

これからの社会の仕組みを考える時、さらに踏み込んだ調査士間、補助者との連携を深め、広範な知識、技術への対応や機動力の向上が要求されます。

しかし、一步間違えば同業者はライバルにもなり、又補助者も開業すればライバルにもなりかねません。

そこで、一人親方の零細企業にとって顧客流出は命取りにもなりかねず、その懸念もある為、十分な教育、実務の伝承や協力に踏み切れない原因もあるかと思っています。

たとえば師弟の関係で申しあげますと、ある補助者が開業するとします。その補助者は①師弟関係の事務所（元事務所）で教育を受け。②元事務所のはほぼ全てのノウハウを身につけ。③内容の解った元事務所の事務員を勧誘し。④元事務所の優良顧客の近くへ開業します。⑤そして元事務所の複数の優良顧客へ営業します。⑥一般的には元先生より若く、機動力もあるので顧客は奪われることになります。

上記の中で自己の努力や多少のタイムラグがあったにせよ、開設した事務所はインサイダー取引の様なもので確実に受注し、元事務所は確実に客を奪われ衰退することになります。

この例に限らず、倫理欠如はこのような重大結果を招きかねません。そこで倫理観にも個人差がある為、これらの行動のどこが倫理に反しているかを行動指針として明確にし、心おきなく教育や協力が出来る環境を早急に整えるべきと考えます。

急変する世の中では、一人親方の時代は過ぎ、広範な知識、技術、機動力、資金力、組織化が要求されます。

今改革に立ち向かわないと調査士業界は「後進業界」になってしまうのではないのでしょうか。

そうならない為にはまず倫理欠如者や、品位欠如者を出さない「倫理規程の細部の行動指針」が必要と考えます。

平成21年6月の倫理規程決議もその倫理の重大さを示していると思います。



還暦をむかえて

伊勢支部 池田 耕治

私の土地家屋調査士への志のスタートは測量会社です。当時の伊勢はA調査士事務所とB調査士事務所が双壁だったと記憶しております。

測量会社で2年の現場経験を積み、A調査士事務所の門をたたきました。A調査士事務所は、親子2代で事務所を運営していましたが、大先生が高齢で引退したところで運よく補助者として勉強させてもらえることとなりました。

私はそこで5年間修業をさせてもらい、未熟ながら開業して三年経ったころA調査士事務所の先生が急死され、その残務整理を私が引き受けることとなり親子二代に渡る調査資料も譲り受け現在に至っております。

また、A調査士事務所での経験が私にとっての資産であり、30年を経過した今でもその時得た知恵は生きています。開業当初から支部の諸先輩の先生からかわいがっていただいたのも幸運でした。

結局当時の二大事務所も諸事情で廃業してしまい如何にこの士業の承継と継続が困難か無情を感じる昨今です。

さて、自営業をしている者の健康管理は特に大事で、私は50歳になった頃タバコを止めました（経済的理由）が、その副作用で体重が3キロ増えてしまい腰を痛めてしまいました。それでスポ

ーツジムに通い8年超（週3回）継続しています。主に水泳ですがクロールで1キロ泳げるようになり、年に一度の簡易健康診断において今まで一箇所もひっかかっておりません。この年齢では千人に一人あるかないかの変人と主治医にいわれ、食事や飲酒など詳しく尋ねられて少し自慢です。もともと鈍らで、仕事をあまりしなかったのが唯一思いあたる原因かも知れません。

不景気で土地家屋調査士の仕事が激減していますが、この仕事は日本国において無くなるとは思いません。地道に切磋琢磨して明日に備えたものがこの士業を全うできるのだと信じています。

五・三の桐

松阪支部 辻 隆志

私は昭和25年生まれであるので、西暦でいうと1950年生まれという事になる。だから、昔の時代の年令を問われても何時でも即答できた。

だからどうだって事はなにもないのであるが、「ああ、ついに還暦かあ…」が実感である。10年前は急な山へ測量に行ってもあまり感じなかったが、今は里山でも、ちょっとした階段でも、息が弾む。体力の衰えを痛切に感じる。それはそうだろうなあ… 2年前に外孫ができ、1年前には内孫ができて、もう立派なおじいちゃんだもんな！

ばやきはこれくらいにして、ちょっとした自慢話(?)をしたいと思う。

少し前の出来事である。内孫のお宮参りの時、羽織を新調するのに「家紋入りにするので、うちの家紋は何？」と息子夫婦に聞かれ、「えっ、何だっけなあ…？」の返事しかできなかった。たしか息子の時にもお宮参りをしたはずだが、完全に忘れている。というよりも、今思うと、ばあさんに任せっきりだったような気がする。たよりのばあさんに聞くと「うちの家紋は五・三の桐だよ」と返ってきた。しばらくして、むこうのおじいちゃんに羽織を新調してもらい、見ると見覚えのある家紋だった。それは調査士会の紋章とよく似たものだった。念の為、調査士会のマークと見比べてみると全く同一であった。「あれっ、そうなの、本当に！」全くの偶然であ

る。実は私は縁あって辻家に入ってから調査士資格を取得したから、本当に偶然としかいいようがない。

ちなみに家紋についてネットで調べてみると、「か」行の種類では大きく分けて49種あり、その内の1種の桐だけでもさらに22種に分類されているようにかなりの種類があるようである。また家紋の存在は鎌倉時代から用いられているようであり、桐の家紋に関しては昔から桐の筆筒や調度品が多く、桐は貴重なものとして取り扱われ五七の桐の家紋は皇室でも使われているように人気が高かったといえる。もちろん同家系では同一の家紋を受け継いでいくのであるが、勝手に好きな家紋を使用してもいい時代があったようであり、当家はたぶん後者であると思われる。

息子も先日、調査士として登録をし合同事務所として頑張ってくれているので、今度の寅年までこのまま走り続け、何かいい形を残したいと思っています。この際だからもう一言付け加えると、こんな縁があるのだから孫にも調査士業を継いでくれたら最高なんだが…と願うおじいちゃんである。

座標原点復帰？

四日市支部 武田美樹子

えっ？還暦？
気がつけば「そうなんだ」と、今更ながら…

この世に生を受けた時を、調査士らしく考えて自分なりの座標原点として、Y軸には年令を与え
るとして、さて、X軸にはなにを与えましょうか。
仮にどれを与えたとしても、X軸方向には伸びる
要素が見当たらない？強いというなら、「しわ」の
数！！

調査士会へ入会させていただいたのは昭和63年、それから約23年になりますが、やっと調査士として「ハタチ」を超えたばかりで、まだまだという思いはあります。でも、時代は平成に変わってもう22年目、時の流れの速さは自分の気がつかないところで進んでいるのだなと改めて感じます。調査士開業したての頃は、いろんなこともありました。悲しいかな、境界立会に行ってみると「女性が来て大丈夫か？」と言われたこともあれば、逆に女

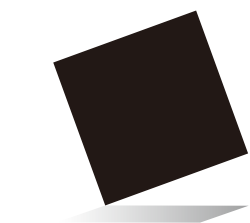
性の立会者からは「話しやすいからよかった」など。

振り返ってみたら、まさか自分が調査士を開業するなんてY軸が20の頃には考えてもおりませんでしたし、開業直前でも「本当にやるの？」という部分もありました。やってみたら「頭で考えていることと、実際に起きていることのギャップやなかなか処理できない案件等への焦りなどで、体調を崩したことも何度かありました。しかし、四日市支部の伝統とでもいいですか、「調査士はみんな仲間」という温かい雰囲気の中で相談にも乗ってもらえることや、助けていただいたこともあって、やっとここまでこれたのか、という思いがしています。

私が登録した頃から考えると、会員も比較にならないほどの勢いで増加していますし、業務内容も大きく変化しています。特に不動産登記法が大改正されてからは筆界特定制度やADRというような今まで聞いたこともなかった言葉や測量の方法も基準点測量が原則となり、しかも世界測地系というまるで「おとぎの国の話」のようなことが起きています。けれども、お客さんにとっては、世界測地系ってそんなものはいわば関係のない話で、「自分の持っている土地はここまで」ということがはっきりすればいいのではないかと思うと、やはり「目に見える永久筆界杭の存在」が一番の関心であろうと思います。だからこそ、境界の確認時には（第三者から見れば）僅かなところで揉める事となったりするのでしょうか。でも、この時にはいろんな人間模様が見えて、それはそれでまた楽しいのですが、そうはいってもなかなか決まらない時にはイライラもあれば、「そんなものどちらでもいいでしょ」といいたいくなるのをじっと我慢して決着がつくのを待つしかないのですけどね。

いろんなことがあって、それはそれで楽しいことでもあり、また、悲しいことでもあるわけですが、Y軸が右方向へ進むにつれ、やはり体力は下降していることを感じてしまいます。今までだったら平気で飛び降りることができた高さから飛び降りるのを躊躇したり、飛び越えられた水路なのに、飛び越えられずにぐるりと廻ったりと。

で、タイトルに戻って考えると、この先私の座標軸は一旦0に戻って今度はどの象限へ行くのかなあ？やはり第1象限、それとも第4象限？



会員の動き

平成21年12月14日現在 会員数297名

●入 会

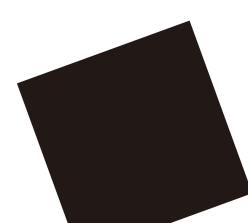
氏 名	事 務 所	入会年月日
辻 泰 行	松阪市上川町3339番地 1	平成21年 9 月10日
見 並 正 生	三重郡朝日町大字縄生718番地	平成21年 9 月10日
前 川 賢 直	四日市市小生町229番地108	平成21年 9 月24日

●事務所住所変更

氏 名	住 所	変更年月日
川 村 浩 司	三重郡菰野町大字菰野 1359番地 1	平成21年 8 月 1 日
小 林 尚 史	三重郡菰野町大字菰野 1359番地 1	平成21年 8 月 1 日
岡 本 博 人	四日市市久保田一丁目6番47号	平成21年 8 月10日
川 井 一 浩	津市丸之内養正町 18番 16号	平成21年 8 月10日
小 林 尚 史	四日市市東垂坂町 18番地	平成21年11月 1 日

●退 会

氏 名	支部名	退会年月日	理 由
山 下 富 子	四日市	平成21年 8 月10日	業務廃止
浦 川 成 美	津	平成21年 9 月24日	業務廃止
加 藤 貞 夫	鈴鹿	平成21年10月13日	業務廃止
八 幡 輝 明	伊賀	平成21年11月 2 日	業務廃止
正 木 治 男	津	平成21年11月 2 日	業務廃止
中 川 威 信	津	平成21年11月 2 日	業務廃止



寄稿のお願い

Borderでは皆様からの原稿を募集しています。

最近感じた事、事件、趣味、調査士会への要望、旅行等どんな事でも結構ですので、どしどし応募してください。お待ちしております。

・・・・・・・・・・・・・・・・

●送付先

〒514-0008

津市上浜町 6 丁目 1 5 5 番地 1

三重県土地家屋調査士会 事務局

TEL 059-227-3616 FAX 059-225-2930

URL http://www.mie-chosashi.or.jp

E-mail honkai@mie-chosashi.or.jp

・・・・・・・・・・・・・・・・

編集後記

何とか2回目の会報発行に漕ぎついた。初回の発行は、今まで頑張って発行してこられた部の先輩方をはっきりさせてはならないという義務的な感覚は拭えず、部会も試行錯誤とドタバタを繰り返しながら発行。今回は“静”の気持ち。部でも広報活動の方向性が徐々にイメージできてきたように思う。外部広報は「志摩市総合防災訓練」や「津まつり」の参加により活動の重要性を知るとともに楽しさも味わった。内部広報は会員専用ページを活用し、できるだけ多くの情報をいち早くお知らせしたいと考えてはいるものの、そのイメージにはほど遠い。この会報Borderは、内部・外部両方への発信でもあり、内容も吟味せざるを得ないが、ますます充実をはかるため記事集めや情報収集に努力していきたいと思う。

広報厚生部

会報
Border
第65号

■発行日■

平成22年 1 月 1 日

■発行所■

三重県土地家屋調査士会

三重県津市上浜町 6 - 155 - 1

TEL 059-227-3616/FAX 059-225-2930

URL http://www.mie-chosashi.or.jp

E-mail honkai@mie-chosashi.or.jp

■編集■

広報厚生部

■印刷■

伊和新聞社



自動追尾・自動視準・自動対回・長距離ノンプリ搭載。
全てを兼ね備えたハイエンドモデル新登場！！



自動視準機能

自動対回機能

- 高速自動追尾機能を利用し、効率的なワンマン観測が可能
- 自動視準機能を利用し、快適な観測を実現
- 自動視準モードにより、スピーディな対回観測を実現
- 超ロングレンジノンプリズム測距2,000m

All-round

ノンプリ測距
2000m

高速自動追尾

自動追尾バルスータルステーション

GPT-9000Aシリーズ **NEW**

完全ケーブルレスでVRS・RTK作業が可能！！
パケット通信により低コストで安定した高速通信を実現。



スッキリ
装備

- 通信モジュール内蔵一体型
- 固定局・移動局完全スッキリ装備
- ケーブルレス・オールインワン受信機

GNSS(GPS/GLONASS)受信機

GR-2100Nシリーズ **NEW**



Bluetoothチップ

通信モジュール

受信機

アンテナ

バッテリー

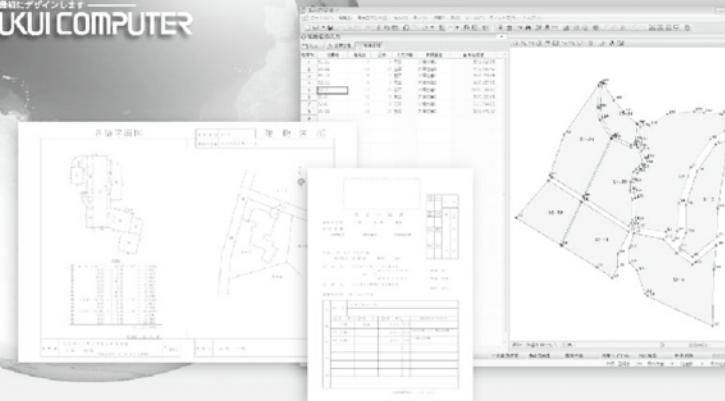


「美しいオフィス」と「安心のサポート」

株式会社 **アタケ**

本社 〒516-0036 三重県伊勢市岡本3-11-8 TEL.0596(28)8145 FAX.0596(28)1303
津営業所 〒514-0823 津市半田字池町605-5 TEL.059(226)3181 FAX.059(227)6569
松阪営業所 〒515-0005 松阪市鎌田町字天神674-17 TEL.0598(51)7028 FAX.0598(51)6889
志摩営業所 〒517-0501 志摩市阿児町龍方字屋敷内4028-1 TEL.0599(43)4318 FAX.0599(43)1976

FUKUI COMPUTER



BLUE TREND

測量計算CADシステム【ブルートレンド V】

土地・建物の登記業務の
効率化を支援します！

さらに作業効率アップを追求した「BLUETREND V」好評発売中！！

図面作成の工程を短縮

●地番管理から一発CAD配置

地番登録画面にて図面種類を選択するだけで、一気に図面を作成します。



今までは 地番管理→CAD起動→地番選択→図面作成

これからは 地番管理 → 図面作成

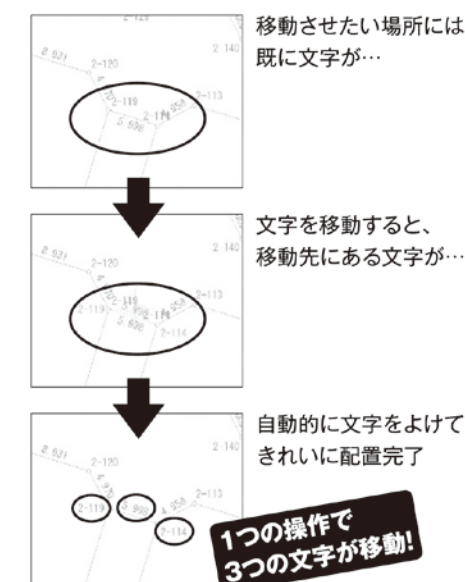
工程が約半分に。
徹底的に手間を省けます！

ワン、ツークリックで
図面の完成！

文字編集機能のさらなる強化

●自動文字よけ機能

移動先の配置状況を自動的に判別し、移動先の文字をさらに適切な場所に移動します。



その他手間なし便利機能

●杭凡例自動作成

測量図に配置された座標の杭種を取得し、ページ毎に杭凡例表を自動的に作成します。



オンライン申請の一連の作業をサポートします

●登記用XML作成 (オプション)

オンライン登記に必要なXML形式ファイル (土地、建物) の作成を支援します。



BLUETREND VとTREND C&Yの連携で、
オンライン申請に対応します！



不動産登記オンライン申請支援システム【トレンドキャンディ】

完全オンラインから
半ライン申請までオールOK！
今後のオンライン申請への移行をふまえ、
事件管理・申請書作成・電子署名・申
請まで、不動産登記オンライン申請を
サポートするシステムです。

その他にもさまざまな機能アップをしております。製品の詳細は【www.fukuicomp.co.jp】で！

☎ 体験版・資料のご請求、
お見積・無料デモのお申し込みは

有限会社 東海エンジニアサービス

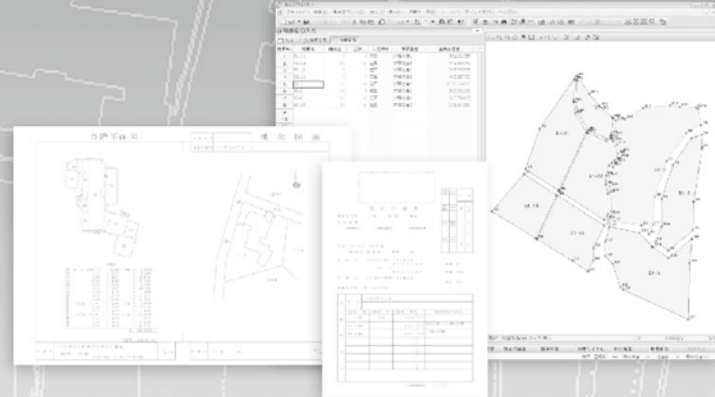
TEL (059) 225-5663・FAX (059) 225-5551

〒514-0823 三重県津市半田2226-38

調査士業務の機能を向上し 作業効率を大幅アップ!!



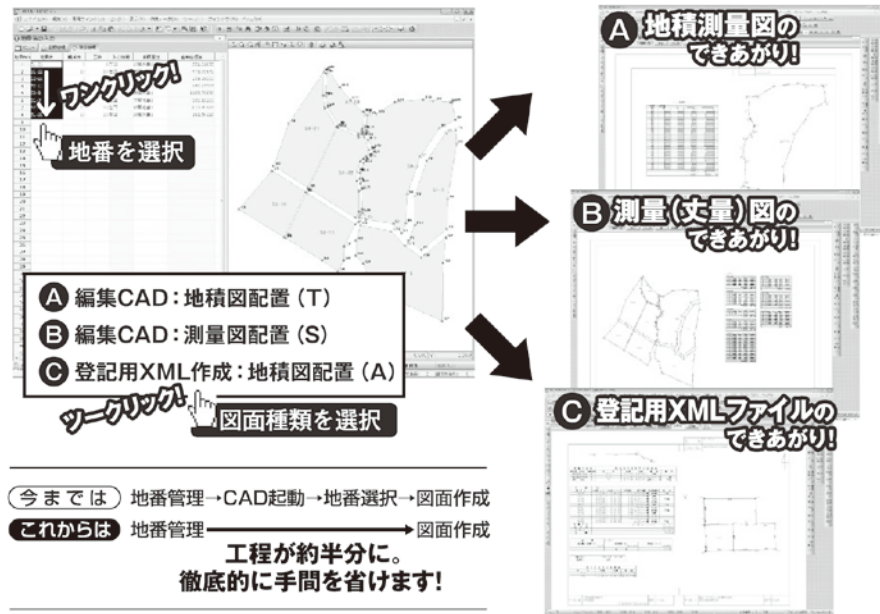
測量計算CADシステム【ブルートレンド V】



図面作成の工程を短縮

●地番管理から一発CAD配置

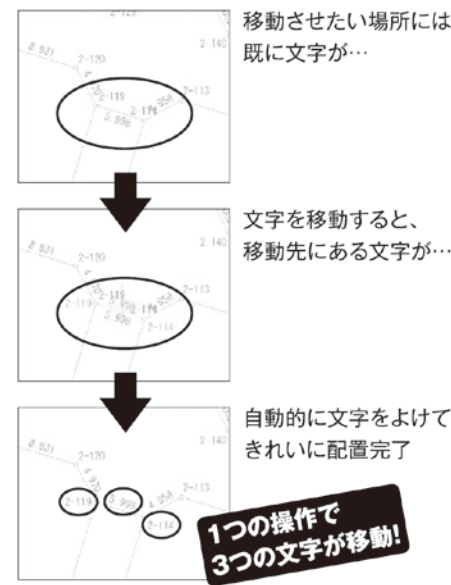
地番登録画面にて図面種類を選択するだけで、一気に図面を作成します。



文字編集機能のさらなる強化

●自動文字よけ機能

移動先の配置状況を自動的に判別し、移動先の文字をさらに適切な場所に移動します。



オンライン申請の一連の作業をサポートします

●登記用XML作成 (オプション)

オンライン登記に必要なXML形式ファイル(土地、建物)の作成を支援します。



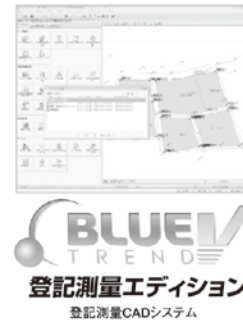
BLUETREND Vで作成し、TREND C&Yと連携してオンライン申請に対応します!

不動産登記オンライン申請支援システム【トレンド キャンディ】

完全オンラインから半ライン申請まで!

今後のオンライン申請への移行をふまえ、事件管理・申請書作成・電子署名・申請まで、不動産登記オンライン申請をサポートするシステムです。

登記業務用に機能を厳選!



「BLUETREND V」をベースに、登記業務用に機能を厳選した低価格版エディション。メニューが絵で表示されるので分かり易く選択でき、各種計算、面積計算、各階平面図、測量CAD、登記申請書、印刷など登記申請業務に必要な一連の作業が行えます。

そのほかにもさまざまな機能UPをしております。詳しくは下記ホームページにてご確認ください。

●資料請求・製品情報はホームページから... www.fukuicomp.co.jp

福井コンピュータ

検索

福井コンピュータ株式会社

名古屋営業所/〒465-0036 名古屋市名東区藤里町411 Tel.052-775-6277/Fax.052-775-8843

札幌・青森・盛岡・仙台・郡山・新潟・長野・水戸・宇都宮・埼玉・高崎・千葉・東京・横浜・立川・名古屋・静岡・岐阜・富山・福井・京都・大阪・阪和・神戸・広島・山口・岡山・高松・松山・福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島・宮崎・沖縄



- オンライン申請を徹底支援 -

WingNeo6

オンライン特例方式 WingNeo6

- 乙号申請支援
- 添付情報特例方式支援 (申請書のみ電子署名、添付情報は別送方式)
- 添付情報電子ファイル化方式支援 (添付情報までPDF等+電子署名して先行送信)
- WingNeoデータ連動 (CAD図面、XML図面、現場情報等)
- バインダ形式ファイリング機能
- XML署名、TIFF署名、PDF署名
- ライブアップデート(保守加入必須)

完全オンラインプラス WingNeo6

- オンライン特例方式の全機能
- 完全オンライン方式での申請 (公的個人認証カードによる電子署名機能追加)



登記書類作成支援/調査報告書作成支援

- 登記申請書+添付書類各種
- 帳票タイプを400以上搭載
- 点情報管理機能
- 筆界特定申請支援機能
- 画像編集機能
- WingNeoデータ連動
- ライブアップデート(保守必須)

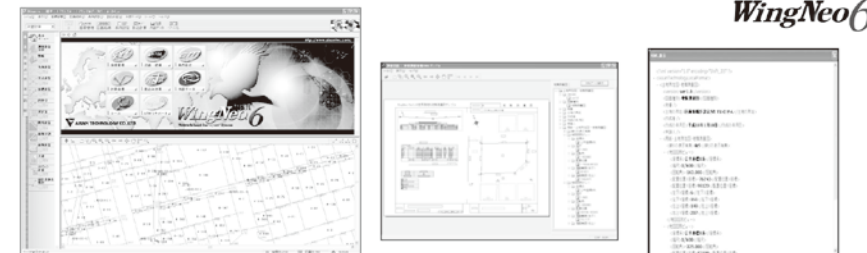
※調査報告書作成支援オプションは調査報告書のみ作成が行えます。

登記書類作成支援オプションの搭載帳票の種類(一部)

・登記申請書(土地・建物)	・担当権滅失承諾書	・筆界特定申請書	・土地合筆登記申請書
・委任状(土地・建物)	・所有者更正承諾書	・筆界特定申請意見書	・建物滅失証明書
・地図訂正申請書	・筆界確認書	・筆界特定手数料計算書	・不動産売買の委任状
・共同担保目録	・立会証明書	・筆界特定委任状	・不動産贈与の委任状
・合併地役権証明書	・立会のお願ひ	・筆界特定承継申出書	・建物表題付属申請書
・工事完了引渡証明書	・分割地役権証明書	・筆界特定調査票	・建物取り壊し申請書
・登記済証要	・登記嘱託書(土地・建物)	・筆界特定立会通知書	・受領書

地積測量情報XML

- 地積測量図XML
- 土地所在図XML
- 地役権図面XML
- 建物図面XML
- XML署名
- TIFF署名
- XMLフェッカー



乙号申請
半ライン
完全オンラインまで!

WingNeo1台で完結、
誰でも出来る
簡単オンライン

手数料も
ガソリン代も、
オンラインで経費削減!



アイサンテクノロジー株式会社
<http://www.aisantec.com/>

東海地区総代理店 株式会社 A & T
〒463-0037 (旧 アイサンテック中部株式会社)
愛知県名古屋市中区天字3丁目 809番地ニシビル3階
TEL : 052-760-1208 FAX : 052-760-1209

待望の最新刊!大好評の権利に関する登記の実務シリーズ!

Q&A 権利に関する登記の実務

小池 信行・藤谷 定勝 監修／不動産登記実務研究会 編

V 第3編 用益権に関する登記(上) 総則、地上権、永小作権、地役権

●A5判 ●480頁(予定) ●定価4,410円(本体4,200円) ●平成21年12月刊 商品番号:49044 略号:権実V

IV 第3編 用益権に関する登記(下) 賃借権、探石権、登録免許税

●A5判 ●416頁(予定) ●定価3,780円(本体3,600円) ●平成21年12月刊 商品番号:49045 略号:権実VI

不動産に係る信託登記に関する待望の事例集!

信託登記の実務

信託登記実務研究会 編著

●A5判 ●448頁(予定) ●定価3,990円(本体3,800円) ●平成21年11月刊 商品番号:40352 略号:信登

遺言執行の「手引書」
基礎知識から詳細な実務まで幅広く網羅!

実務解説 遺言執行

NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク 編著

●A5判 ●328頁 商品番号:40386 略号:遺執
●定価2,940円(本体2,800円) ●平成21年11月刊

「昔の〇〇町は、今は何市?」を、
たった30秒で一瞬解決!

はやしらべ!平成の大合併 全国市区町村便覧

—平成21年8月1日現在—

日本加除出版株式会社編集部 編

●A5判 ●400頁 商品番号:40384 略号:合併便
●定価3,885円(本体3,700円) ●平成21年10月刊

たとえばこんな時に…

相続手続のために、「田方郡修善寺町」(静岡県)から戸籍謄本
を取り寄せたいけど…あれって「修善寺町」って今はもうない
のか?…ええと、今は何市?

答え:伊豆市

大切な人のために、自分のために、
あなたにも遺言が必要です!

願いを想いをかたちにする 遺言の書き方・相続のしかた —安心・納得の遺言書作成レシピ—

NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク 編著

●A5判/2色刷 ●184頁 商品番号:40383 略号:願遺
●定価1,575円(本体1,500円) ●平成21年6月刊

管轄区域・オンライン化指定日の調査に必携!

平成22年版 管轄・所在地・電話番号付 登記所・裁判所・警察署便覧

—平成21年6月1日現在—

日本加除出版株式会社編集部 編

●B5判横 ●472頁 商品番号:51002 略号:22管轄
●定価5,040円(本体4,800円) ●平成21年7月刊

最適な執務資料

増補 土地台帳の沿革と読み方

友次 英樹 著

●A5判 ●376頁 商品番号:40138 略号:土地沿
●定価3,675円(本体3,500円) ●平成19年5月刊

注目の新刊!

弁護士倫理の理論と実務

—事例で考える弁護士職務基本規程—

東京三会弁護士倫理実務研究会 編

●A5判 ●272頁(予定) 商品番号:40388 略号:弁倫
●定価2,415円(本体2,300円) ●平成21年11月刊(予定)

即効!チェック式! あなたの会社の労務リスク診断

—改善・対応策がよく分かる ポイント134—

梅本 達司 著

●A5判 ●344頁 商品番号:40389 略号:労診
●定価2,940円(本体2,800円) ●平成21年11月刊

好評既刊!

第3版 マンション登記法

—登記・規約・公正証書— 五十嵐 徹 著

●A5判 ●440頁 商品番号:40236 略号:マン登
●定価3,885円(本体3,700円) ●平成18年10月刊

新版 建物合体登記の実務

山田 一雄・梶原 周逸 編著

●A5判 ●512頁 商品番号:40159 略号:合体
●定価4,725円(本体4,500円) ●平成18年11月刊

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061

詳しい情報は当社ホームページで!
<http://www.kajo.co.jp/>
日本加除出版 検索

TOPCON



自動追尾バルスータルステーション

GPT-9000A シリーズ

自動追尾・自動視準・ 長距離ノンプリズム搭載!

- 高速自動追尾機能を利用し、効率的なワンマン観測が可能。
- 自動追尾・自動視準機能を利用し、快適なツーマン観測も実現。
- 自動視準モードにより、スピーディーな対回観測を実現。
- 超ロングレンジノンプリズム測距2000mを実現。



バルスータルステーション

GPT-7500 シリーズ Tajima

世界最長2,000mノンプリズム測距を実現! Windows CE搭載、多機能型トータルステーション。

- 2,000mのノンプリズム測距を実現。
- Windows® CE NET + カラー液晶タッチパネル搭載。
データコレクター一体型トータルステーション。
- USBメモリに対応した充実のインターフェースを装備。

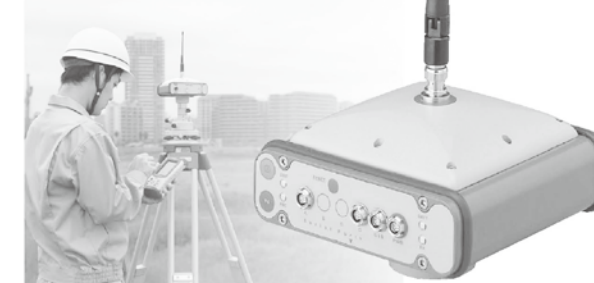


GNSS(GPS/GLONASS)受信機

GR-2100N シリーズ

通信モジュール内蔵一体型 GNSS受信機。

- ネットワーク通信に対応した通信モジュール内蔵。
- 完全ケーブルレスで観測に必要な機材を全て本体に集約。



データコレクタ

FC-200

通信を味方につけた 新世代コントローラー

- Bluetooth内蔵、測量機器との組み合わせは完全ケーブルレスを実現
- インターフェイス強化により拡張性に優れ、外部機器との通信も柔軟に対応



データコレクタ

FC-2000

カラーディスプレイ& フルキーボード搭載。

- フルキーボードとカラーディスプレイにより快適な操作性を実現。
- 処理速度400MHzの高速CPU搭載。



トプコン測量機器 情報提供サイト Guppy-Net.com <http://www.guppy-net.com>

トータルオフィスサポート

有限会社 不二ビジネス

〒515-0217 松阪市早馬瀬町282-1 TEL 0598-28-6447 FAX 0598-28-6448



画像で振向き！ 画像で測設！

データコレクタに表示される視準画面を確認しながら、直感的な操作性のイメージワンマン観測を実現。



NEW

IS IMAGING STATION

CAPTURE REALITY

トプコン測量機器コールセンター 電話番号(フリーダイヤル)0120-54-1199

TPS×GPS

世界初の「完全合体」

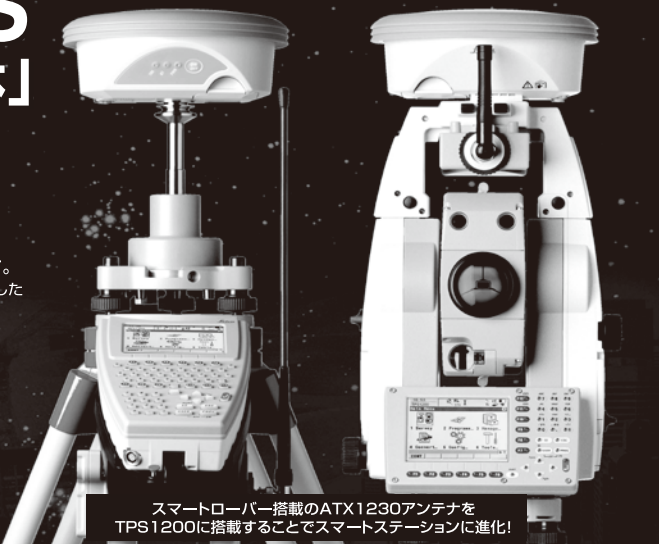
GPS搭載トータルステーション
ライカ スマートステーション®

未来を先取りした測量方法を実現

- トータルステーション (TPS) でGPS信号を受信できます。
ネットワークRTK GPSインフラが整備されている日本に最も適した測量方法を提供します。
- 1台で、直ちに器械点座標を求めることができます。
近傍の基準点、長いトラバース、後方公会が不要になります。
- 作業時間を大幅に短縮できます。
従来の作業時間を最大80%削減できます。

実地調査	トラバース	器械点設置	細部測量
最大 80%削減			

※スマートステーションはライカ ジオシステムズ株式会社の登録商標です。

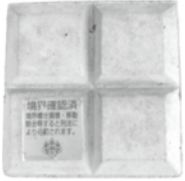


スマートローバー搭載のATX1230アンテナをTPS1200に搭載することでスマートステーションに進化!

- when it has to be right



【永久筆界杭埋設】




「さすが土地家屋調査士」といわれる成果を残す為（測量コンサルさんとの差別化）にこのコンクリート杭をおすすめします。

- ★ 角が強化されている為、もろく崩れる事ありません。
- ★ ビンボールがしっかりと固定出来ます。（プラス側）
- ★ 確認済プレートの貼り付けスペースを設けてあります。

各調査士事務所さんへ配達しております。（本数指定有り）
三重県調査士会に常時在庫させて頂いております。
本数・価格等詳細はお気軽にお尋ね下さい。

寸法 (mm)			鉄 筋		重量 Kg
L	a	b	主筋 Φ×本	副筋 Φ×本	
600	90	90	Φ4×4	Φ3×4	12

是非一度ご使用下さい！！

測量機器のトータルサポート



有限会社 トプラス

営業品目 測量機器・試験機・測定器・気象機器・事務機・土質試験・各種ソフトウェア

販売・修理・レンタル

〒510-0956 三重県四日市市貝家町2553-1 TEL 059-320-0010 (代) FAX 059-320-0030

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。（最長1年間）

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず

- 1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
- 2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6 階

TEL：03-5282-5166 FAX：03-5282-5166

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願いいたします。